

【論文】

イエスの時代の「銀行」

赤井伸之

目次

- 一、はじめに
- 二、「銀行」と訳された語について
- 三、イエスの時代の「両替人」
- 四、「両替人」の業務
- 五、利息をめぐる問題
- 六、結びにかえて

一、はじめに

新約聖書¹⁾の中に、次のような興味深い物語がある²⁾。

「ある人が旅に出ることになった。そこで、しもべたちにそれぞれの能力に応じて、その人の財産を預けることにした。一人には五タラント、一人には二タラント、一人には一タラントを渡して、その人は旅に出た。五タラントを渡された人は、それをを用いて商売をし、ほかに五タラントの収入を得た。二タラントを渡された人も、同じようにほかの二タラントの収入を得た。しかし一タラントを渡された人は、地面を掘って主人の金を埋めておいた。さて、しばらく経って主人が旅から帰ってきた。そしてしもべたちと精算を始めた。五タラントを渡された者と、二タラントを渡された者は、主人からその労をねぎらわれた。ところが、一タラントを渡された者は、金を地中に死蔵させた愚をなじられ、せめてその金を銀行に預けてさえおけば、元金とともに利子をも手に入ることができたのにと非難されたのである。」

この物語の個所は、タラントという金額の単位³⁾が、のち英語のタレント(才能)の語源となったことでも有名であるが、我々としては、そこに出てくる「銀行」という語に興味を引かれるのである。はたしてイエスの時代に「銀行」は存在していたのか。また仮に存在していたとしても、どのような働きをしていたのか。さらに利子のこと言及されているけれども、たしか旧約聖書の律法の規定では、利子を取ることが禁止されていた⁴⁾はずなのに、どのような状況の変化から、新約聖書では利子を容認するようになったのか。また、利子が認められるとして、その利率はどれくらいであったのか、等々。

本稿では、こうした素朴な疑問を解明すべく、聖書とその周辺⁵⁾に主として対象を限定して、考察を進めていくこ

とにする。

(1) 本稿では、旧約聖書は一九五五年改訳、新約聖書は一九五四年改訳の、日本聖書協会発行の口語訳聖書を原則として使用する。

(2) 以下に掲げるのは物語の概略である。マタイによる福音書二五章一四節～三〇節にあり、同趣旨の話がルカによる福音書一九章一一節～二七節にある。なお預けられた金額の単位は、マタイによる福音書ではタラントだが、ルカによる福音書ではミナとなっている。

(3) タラントは通貨の名称でなく、高額な計算にだけ使われる金額の単位であった。

(4) たとえば、出エジプト記二二章二五節には「あなたが、共におるわたしの民の貧しい者に金を貸す時は、これに対して金貸しのようにしてはならない。これから利子を取ってはならない。」とあり、利子は禁止されていたことがうかがわれる。

(5) 聖書の周辺と言う場合、ミシュナとタルムード及びヨセフスの著作を念頭に置いている。ミシュナは、モーセの律法を中心とし、そこから演繹される社会全般の事項についての口伝的解答を収録したものである。タルムードは、ミシュナとミシュナの注解を主とするゲラマから成るユダヤ人律法学者の口伝・解説の集大成。エルサレム本とバビロニア本の二種があるが、ふつうタルムードというとき後者を指す。ヨセフスは一世紀のユダヤ人歴史家。なお本稿においては、

The Mishnah, trans. by H. Dandy, Oxford, 1933.

The Babylonian Talmud, ed. by I. Epstein, Soncino, 1978.

「ヨセフス全集」新見宏・秦剛平訳、山本書店発行。を使用していくことをお断わりしておく。

二、「銀行」と訳された語について

周知の如く、新約聖書の原文はギリシア語で書かれている。これは、古典ギリシア語ではなく、ヘレニズム時代の地中海世界に広く普及していたコイネーとよばれるギリシア語であった。さて、先に紹介した物語は新約聖書では二

個所に出てくるが、「銀行」という言葉は、マタイによる福音書二五章一七節とルカによる福音書一九章二三節に見える。それぞれの「銀行」に該当するギリシア語を見ていくと、マタイによる福音書の方は *trapezitas* であり、ルカによる福音書の方は *trapezeta* である。まず後者のルカによる福音書に見えるトラペザは、もともと英語の *table* を意味していたが、さらには両替人がその上で小銭を広げるテーブルという意味を持つようになり、やがて単に *bank* 「銀行」を意味するようになったとされる。一方マタイによる福音書に見えるトラペジテースは、両替人もしくは銀行家を意味していると手元の希英辞典では説明がなされている⁽¹⁾。ここから明らかのように、トラペザは両替人の仕事場としてのテーブルから「銀行」となり、そのまま日本語に訳され、トラペジテースは、「両替業務を行なう人からやがて「銀行」と意識されたようである。ともかく、トラペザにしろトラペジテースにしろ、日本語には「銀行」と訳されているけれども、右に見てきたところから、「銀行」というよりも「両替人」が関わっていたと見る方が、より当時の実態に近いように思われる。ところで、「両替人」あるいは「両替する者」と訳された言葉は、新約聖書の数個所に、別の表現で見ることができ。まず、「両替人」と訳された語は、*kolubliotys* ⁽²⁾、マタイによる福音書二一章一二節、マルコによる福音書二一章一五節、ヨハネによる福音書二章一四節に見える⁽³⁾。一方「両替する者」と訳された語は、*kedratiotys* ⁽⁴⁾、ヨハネによる福音書二章一四節に見える⁽⁵⁾。このように、イエスの時代には「両替人」が存在していたことは新約聖書の記事から明らかであるが、これらの「両替人」はなにゆえに存在していたのか。次にこの点に考察を進めていく。

(1) たとえば、W. Bauer's, A Greek-English Lexicon of the New Testament and other early Christian Liter-

ature. Chicago, 1957. p.832以下。

(2) *κολυβίστης* < *κολυβός* ぶ、コルボスは小額貨幣を意味したという。(Liddell & Scott, Greek-English Lexicon, Oxford, 1973. p.972による。)それゆえ、コルビステースは小額貨幣(コルボス)を扱う者から「両替人」の意になった。

(3)「それから、イエスは宮にはいられた。そして、宮の庭で売り買いしていた人々をみな追い出し、また両替人の台や、はとを売る者の腰掛をくつがえされた。」(マタイによる福音書二一章一二節。傍点筆者)。「それから、彼らはエルサレムにきた。イエスは宮に入り、宮の庭で売り買いしていた人々を追い出しはじめ、両替人の台や、はとを売る者の腰掛をくつがえし、」(マルコによる福音書一章一五節。傍点筆者)。「なわでむちを造り、羊も牛もみな宮から追いだし、両替人の金を散らし、その台をひっくりかえし、」(ヨハネによる福音書二章一五節。傍点筆者)。

(4) *κερατιότης* < *κέρα* ぶ、ケルマも通常、銅貨程度の小額貨幣を意味したという。(W. Bauer's, op. cit. p.430) それゆえ、ケルマティステースも、小額貨幣(ケルマ)を扱う者から「両替する者」の意になった。

(5)「そして牛、羊、はとを売る者や両替する者などが宮の庭にすわり込んでいるのをごらんになって、」(ヨハネによる福音書二章一四節。傍点筆者)。

三、イエスの時代の「両替人」

古代イスラエル^(註)の人々は、その全生活基盤を聖書にゆだね、自らを神に選ばれた民族として自覚すると共に、神からモーセを通じて与えられた律法を遵守するよう心がけていた。しばしば神の民としてのあるべき姿を忘れた彼らの前に預言者が現われて、悔い改めて神の下に立ち返るよう繰り返し説得するというパターンが、旧約聖書には記録されている。このように古代イスラエルの歩みが記されている旧約聖書ではあるが、その中でもユダヤ民族にとってきわめて重要性を持つ書物の一つが出エジプト記である。そこに記されている一つの律法規定⁽¹⁾を根拠にして、す

べてのユダヤ人の成人男子は一人半シケルの神殿税を毎年納めなければならぬものとされていた。特に、過去の歴史的経緯によって、すなわち神に背くイスラエルの人々を懲らしめる目的で、神が遣わしたとされる諸外国からの数度の遠征・征服によってパレスチナの地に住むことを許されなくなり、強制的に捕囚の民として連行されていった人々やその子孫たちが、（一部はその後パレスチナの地に戻ることを許されて帰還したものの）、そのまま捕囚の地に留まって生活をしていたが、彼らの強烈な民族意識・宗教心のゆえに、異教の地にあっても、その民らに同化することなく、聖書の民としてユダヤ人コミュニティを形成していた。これらの人々はディアスポラのユダヤ人とよばれていたが、その彼らでさえも、上述のモーセの律法を守るために、定められた時期に毎年神殿税を納めてきたのであった²⁰⁰。ところが、ディアスポラのユダヤ人たちがはるばるエルサレムを目指してやって来て、いわゆる「宮もうで」をしようとしても、宮への納入金・賽銭は外国の通貨を使うことができず、必ずイスラエルの貨幣でなければならないものとされていた。それゆえ、イスラエルの国際化が盛んになり、またディアスポラのユダヤ人が盛んにエルサレムを訪れるようになるにつけ、単に神殿税納入のための両替ばかりでなく、旅行者が持ち込んだ外国の通貨をイスラエルの通貨に両替する必要性が増してきた。このため両替人の活動が盛んになったことが知られている。こうした活躍をした両替人たちは、ヘブライ語でシュルハーニーとよばれていた。彼らの果たした主たる機能について、最近の『ユダヤ百科事典』には①外国貨幣の両替、②高額貨幣から小額貨幣（およびその逆）への両替、③銀行業務、とまとめられている²⁰¹。

このことを念頭に置きつつ、我々は次節で、ミシュナやタルムードの中で言及されている彼らについての記述を見ていくことにより、彼らの業務の実態を明らかにしていきたい。

なお、ちなみに新約聖書にその名称が記され、イエスの時代に使用されていたと思われる貨幣には、別表に示すものがあつた⁽¹⁾。

(1) 「すべて数に入る者は聖所のシケルで、半シケルを払わなければならない。一シケルは二十ゲラであつて、おのおの半シケルを主にささげ物としなければならない。すべて数に入る二十歳以上の者は、主にささげ物をしなければならない。あなたがたの命をさがすために、主にささげ物をする時、富める者も半シケルより多く出してはならず、貧しい者もそれより少なく出してはならない。」(出エジプト記三〇章一三節〜一五節)

(2) そのことはたとえばヨセフスの次の記事からも知ることができる。

「そういうわけで、ユダヤ人たちはこれらの土地の天然の要塞たることを信頼して、二ドラクメー(の金)をそこに預託するのにならわしであつた。二ドラクメーというのは、他の奉納物と同じく、すべて(のユダヤ人)にとって伝統的(慣習)となつている神への「奉仕のための」寄進の金である。つまりこの二つの都市は(バビロニア在住のユダヤ人にとっては)預金々庫であり、これらの奉納物はそこからエルサレムへ適当なときをみて送られていた。またそのさいは、バビロニアが服属しているパルティア人たちの襲撃を警戒して、何万という人たちが拋出金の護送隊をかってでていた。」(『ユダヤ古代誌』一八・九・一・三二二〜三二三、秦剛平訳「新約時代篇」④、一四四頁)

(3) Encyclopaedia Judaica, vol. 12, p. 244 以下。

なお、shulhani (=banker) ʔ shulhan = table の意である。

(4) 次頁

単位	換	算	表	備	考								
レ	1	2	8	128	128	256	512	12800	768000	(最小額の銅貨)	ル	カ21・2 ル	カ12・42
コ	1	4	64	64	128	256	6400	384000	(小額の青銅貨)	ヅ	カ5・26 ル	カ12・42	
ア	1	16	16	32	64	1600	96000	(青銅貨)	ヅ	カ10・29 ル	カ12・6		
デ	1	1	2	4	100	6000	(銀貨)	ヅ	カ20・2 ル	カ22・19			
ド	1	2	4	100	6000	(銀貨)	ル	カ15・8					
デ	1	2	50	3000	(宮の納入金)	ヅ	カ17・24						
ス	1	25	1500	(銀貨)	ヅ	カ17・27							
ミ	1	60	(銀貨)	ル	カ19・13								
タ	1	(一節の注を参照)	ヅ	カ18・24 ル	カ25・15								

この表を作成するのに、主として新教出版社編『聖書辞典』一九六八年、五六〇頁を参考にした。
なお、The Mishnah, trans. by H. Danby, Oxford, 1933. Op. 797. Appendix II に $\frac{1}{2}$ shekel = 2 denars = 1 shekel と 4 denars = 1 shekel の誤りではないかと思われる。

(補注) 本稿中にイスラエル、ユダヤ、ヘブライなどの名称が、言わば無分別に用いられていく。本来なら厳密にその概念規定がなされるべきであろうが、そうすることは本稿の目的でもなく、またその余裕も能力も無い。とりあえず、イスラエルが主として民族の選民的な自覚による自称であるのに対して、ヘブライは世俗的な民族名として他民族により用いられ、また、バビロンの捕囚後に、政治的・社会的な観点から、ユダヤ教を信奉する民族という意味でユダヤ人という呼称が一般的に広まったことだけを付記しておく。

四、「両替人」の業務

(1) 「両替人」の所在

まず、「両替人」はふだんどどこにいたのかということから見ていくことにする。

詐取した人がいつまでに貨幣を返すことができるか。大きな町では、その人がそれを両替人に見せることができる時までであるが、村では、次の安息日の夕方まで。⁽¹⁾

この記事から、大きな町には「両替人」はいつも存在していたけれども、村には一人の「両替人」もふだんは存在しておらず、そのため、安息日のために町へ買物に出かけ、町の「両替人」に出会う機会が与えられるまで、期間が猶予されていたのである。

(2) 「両替人」の業務

(一) 両替

(a) 両替の本質

両替人は両替の際、貨幣をその真の価値よりも低い率で受け取り、逆に与える際には、その真の価値よりも高い率で清算をした。⁽²⁾

これはたとえば、デナリ銀貨一枚を受け取って、本来ならばコドラント青銅貨を六十四枚渡すべきであるのに、六十枚しか渡さなかったり、逆にコドラント青銅貨六十四枚で一デナリに相当するのに、コドラント青銅貨を六十六枚受け取って、はじめて、デナリ銀貨を一枚渡して両替を完成させたことをいう。そうした両替の際の差益が彼らの利

(b) 両替のやり方

もし人が両替人に「デナリ銀貨一枚を両替して下さい」と言い、その人が両替人にそれを渡したのに、両替人が「私にデナリ銀貨を渡しなさい」と言ったので、その人が「私はそれをあなたに渡しました。しかもあなたはたしかにそれを銭箱に入れました。」と言ったならば、その人は宣誓をしなければならぬ。一方逆に、両替人が最初にその人にデナリ相当額の小銭を渡した。ところが、その人が両替人に「私に両替した小銭を渡して下さい。」と対して、両替人が「私はそれをあなたに渡しました。あなたはそれをたしかにあなたの財布に入れました。」と答えるならば、両替人は宣誓をしなければならない。このことについて、ラビ・ユダは次のように言っています。「両替人たる者が、デナリ銀貨をまず受け取ることもしないで、デナリ相当額の小銭を先に渡すというようなことは、両替人のとるべき態度ではない！」⁽⁴⁾

この記事で論じられているのは、両替の際に発生するトラブルをめぐる問題である。そして、一般的な解決方法は、まだ貨幣を受け取っていないと主張する者ではなく、すでに自分は相手に当該貨幣を渡したと主張する者が、その旨を宣誓することになっていた。なぜならば、宣誓をする者は相手方の渡せという主張をすべて否定するからだとされている。ところで、これらの問題をめぐるラビ・ユダの見解から、両替人はまず最初に相手方から貨幣を受け取り、しかる後に、両替率を勘案してその貨幣相当額を相手方に渡す、というのが両替の際の常道であったことが知られるのである。

(c) 両替金の管理

なお「両替人」の両替業務に関連して、次のような注目すべき記事もある。

もし人が店の中で拾い物をした場合、その物を見つけた人のもことになる⁽⁵⁾。しかし、その物を勘定台と小売店主の間で見つけたとしても、その物を見つけた人のもにならないで、小売店主のものになる⁽⁶⁾。他方、もし人が両替人の面前で小銭を見つけたならば、その小銭は見つけた人のもことになる。しかし、小銭を両替人の腰掛け⁽⁷⁾と両替人の間で見つけたとしても、その小銭は見つけた人のもにならないで、両替人のものになる⁽⁸⁾。

この記事において、「両替人の「面前」とは、眼前の地面を意味すると一般には理解されている。それゆえ、両替人のテーブルの上に放置されたままの貨幣を見つけたと言ったところで、その貨幣は見つけた人のもにならないで、両替人のものであると考えられた。しかしながら、タルムードの記録⁽⁹⁾によると、両替人のテーブルの上で見つけられた貨幣は、見つけた人のもになると解釈するラビも存在したことが知られる。このことから、両替人はゆめゆめ小銭といえどもテーブルの上に放置しておくようなことは戒められていたことが推測される。

(二) 神殿税納入の際の任務

アダルの月の十五日に、両替人のテーブルが⁽¹⁰⁾属州に⁽¹¹⁾設けられた。そして二十五日には、神殿の中に⁽¹²⁾設置された。テーブルが神殿の中に設置されたのち、両替人たちは、まだ神殿税を納めていない人々から誓約を強要⁽¹³⁾し始めた。彼らは誰から誓約を強要したのか。レビ人、イスラエル人⁽¹⁴⁾、改宗者ならびに被解放自由人からであって⁽¹⁵⁾、婦人や奴隷や未成年者からではない⁽¹⁶⁾。もし父親が未成年者であるその息子のためにシケルを納め始めていたならば、父親は再び納めるのを止めることは決してできない。両替人たちは、平和のために⁽¹⁷⁾、祭司から誓約を強要することはなかった⁽¹⁸⁾。

この記事から明らかのように、「両替人」たちはイスラエル人たちの神殿税納入に際して、かなり重要な任務を果したことが知られる。

(三) 貨幣の保管

(a) 一般の金の場合

もし人が、両替人の管理の下に金を預けた場合、その金がひとまとめにされ・封印されていたならば⁽¹⁹⁾、両替人はそれを使用することができない。それゆえ、たとえその金が紛失したとしても、両替人はそのことの責任を負わない⁽²⁰⁾。しかし、もしその金が封印していなければ、両替人はその金を使うことができる⁽²¹⁾。それゆえ、もしその金が紛失したならば、両替人はそのことに対して責任を負う⁽²²⁾。

この記事は、両替人への金の預け方、とりわけ、ひとまとめにされ・封印されているかどうかによって、不可抗力によって万一その金が紛失した場合の両替人の責任がまったく正反対になることを示している。

(b) 神殿の金の場合

もし人⁽²³⁾が神殿のものである金を両替人に寄託した⁽²⁴⁾場合、その金が封印されているならば、両替人はその金を使用することができない。それなのに、もし両替人がその金を使用するならば、両替人は神聖冒瀆罪に該当する。しかし、もしその金が封印されていないならば、両替人はその金を使用することができる。それゆえ、たとえ両替人がその金を使用したとしても、両替人は神聖冒瀆罪に該当しない^{(25)。(26)}

この記事は、両替人に預けられた金が、神殿の出納係個人のものではなく、神殿のものとされている場合に、やはりその金が封印されているかどうかによって、一般の金の場合と同じように、両替人が使用できるかどうかを示しているが、封印されている金を敢えて使用した場合、両替人は神聖冒瀆罪に該当するとされた。

(四) 貸付

ある人⁽²⁷⁾が、両替人に「私に一デナリ銀貨を貸して下さい。そうすれば私は彼ら⁽²⁸⁾にその賃金を支払うことができ
 るのです。もちろんあとで、私はあなたに借りた一デナリと一トレンス⁽²⁹⁾を、私が家に持っている金で返しますから」
 と言った場合、その人が実際にその金を家に持っているならば、このことは許されるが、そうでなければ禁じられる。
⁽³⁰⁾

この記事は、人が「両替人」から金を借りる場合、換言すれば、「両替人」が人に金を貸し付ける場合のことを述
 べている。そして、預金の場合と異なり、明白に利息にまで言及されている点が注目される。

(五) 貨幣鑑定

両替人に貨幣が示されて、鑑定を依頼された場合、両替人は最初その貨幣を良貨であると判定したけれども、のち
 にその貨幣が悪貨であることが判明したならば、あるバライタ⁽³¹⁾によれば、両替人が貨幣鑑定の熟練者であれば、彼
 は先の判定の責任を免除されるが、そうでなければ、責任を負うべきであるとされた。しかし別のバライタによれば、
 両替人たる者は、貨幣鑑定の専門家であると否とにかかわらず、判定の責任を負うものとされた。⁽³²⁾

この記事に論じられている貨幣の鑑定は、「両替人」の最も基本的な業務の一つであった。なぜならば、当時はた
 だでさえ各種の貨幣が流通していたこと。さらに、必ずしも安定した状況の下で貨幣が鑄造されていたとは言えず、
 時として貨幣が改悪されるおそれも十分にあったこと⁽³³⁾。しかも、偽造貨幣が出まわることもあり、必要な場合には
 その貨幣の真偽を確かめることも、これら「両替人」に委ねられた業務となっていた。価値の低いあるいは偽造の貨
 幣を誤って良貨と交換させてしまうと、「両替人」の営業利益に大きく影響を与えるのみならず、ひいては、その国

の通貨体制にも影響を及ぼすので、貨幣の鑑定には慎重さが要求された。貨幣鑑定の一般的やり方は、まず当該貨幣をさわり、次に、においをかいで、最後に、その音から真偽を解明するために、テーブルの上で軽くたたいてみたという³³⁾。このように「両替人」に課せられた貨幣鑑定の任務の重要性から、右に引用した記事の中での後者のバライタの見解が妥当なものと思われる。

六 支払命令書に基づく賃金の支払

たとえ雇用主が、その使用人に、小売店主や両替人への支払命令書を与えたとしても、そのことによって、雇用主は「賃金はその日のうちに払い、それを日の入るまで延ばしてはならない。」(申命記二四章一五節)ならびに「日雇人の賃金を明くる朝まで、あなたのもとにとどめておいてはならない。」(レビ記一九章一三節)という律法についての罪を犯すことにはならない。その後、規定された時間内であれば、賃金を請求した使用人が宣誓をすることによって、自分の賃金を受取ることができる。しかし、もし規定された時が経過したならば、使用人はたとえ宣誓をしても、請求した賃金を受取ることができない。もっとも証人がいて、「使用人は自分の賃金を規定された時に請求したのに、まだ支払われていない。」と証言するならば、使用人は宣誓をして自分の賃金を受取ることができる。³⁴⁾

この記事は、自分の財産の管理を小売店主や両替人に任せている雇用主が、その使用人に、自分が直接その賃金を支払わずに、使用人の賃金の限度額までの支払いを命ずる書類を渡すことによって、小売店主や両替人が雇用主に代わって、支払いを完了させる制度が存在したことを示唆している。この制度を利用することによって、たとえ現実の支払いが翌朝以降に遅延することになったとしても、この記事中に引用された律法の規定には抵触しないものとみなされた。なおここで言及された支払命令書は、今日の小切手の先駆をなすものとして注目される。

以上が、ミシュナとタルムードの中で言及されている「両替人」に関する記述を、業務項目に即して並べてみたものである⁽³⁶⁾。

- (1) ミシュナ、バーバー・メツィア四・六。
- (2) ミシュナ、マアセル・シェニー四・二。前掲Talmud, ZERAIM, Maaser Sheni, p. 299, note (3) & (4).
- (3) なお両替人は、両替の際、手数料も取っていた。この点につき、後述の「五、利息をめぐる問題」を参照。
- (4) ミシュナ、シェブオット七・六。Talmud, NEZIKIN, Shevuoth, p. 274 (45a)。
- (5) これは、確認することのできないものに言及している。どのお客でも、それを落した可能性があるもので、小売店主はそれに対する特別の要求ができない。一方、失くした者もそれには確認のための印もついていないので、それをあきらめて見捨ててしまったにちがいない。これに対して、Asheriは次のように主張する。これは確認することのできるものにさえ言及している。なぜなら、失くした者は自分自身に次のように言うからである。「たぶん小売店主が最初にそれを見つけたのだろう。それなのに、私が彼の面前で私が失くしたことの苦情を言っても、彼は反応しなかった。彼は明らかに、それを保持しようとしている」と。それゆえ、失くした者はそれを断念するのであり、それゆえ、見つけた者はそれを保持することができる。(Talmud, NEZIKIN, Baba Mezia, p. 164, note (2).)
- (6) お客がそのような場所へ出入りすることはなく、小売店主がそこで落したにちがいないから。(Talmud, op. cit. p. 164, note (3))
- (7) この腰掛けは、両替人の前のテーブルに取り付けられていた箱状のもので、その中にお金が入れられてあった。(Talmud, op. cit. p. 164, note (4))
- (8) ミシュナ、バーバー・メツィア二・四。Talmud, NEZIKIN, Baba Mezia, pp. 164—165 (26b)
- (9) Talmud, op. cit. p. 165.
- (10) ディアスポラからのユダヤ人の外国貨幣を交換するために。(Talmud, MOED, Shekalim, p. 2, note (5))
- (11) エルサレムの外に。一説によれば、エルサレム市内を含むが、神殿の外に。(Talmud, op. cit. p. 2, note (6))

- (12) 両替人のテーブルは柱廊で囲まれた異邦人の庭と呼ばれる場所に設置された。そこには、他に供儀用の動物を売る商人も、参詣人を相手に商売をしていた(前掲二、の注(3)、(5)参照)。なお、異邦人の庭という名称は、その名の通り、参拝を希望する異邦人にも、礼拝の機会を与えるために、そこまでなら入ってもよろしいとされた区域であった。
- (13) 別の解釈によれば、単に納めますという言葉を取るばかりでなく、具体的にまだ神殿税を納めていない人々の所有物を差押えたという。(Talmud, op. cit. p. 2. note (7))
- (14) 祭司やレビ人でない一般のユダヤ人成年男子。(Talmud, op. cit. p. 2. note (8))
- (15) これら四階層の人々が、律法によって、シケル(神殿税の意)を納めることを義務づけられていた。(Talmud, op. cit. p. 2. note (9))
- (16) これらの者については、シケルを納めることは自発的な行為とされていた。(Talmud, op. cit. p. 2. note (10))
- (17) 祭司たちに対する尊敬のために、という読み方もある。祭司たちからわざわざ誓約を強要するまでもなく、祭司たちはシケルを納める義務を競っていたといわれている。(Talmud, op. cit. p. 2. note (11))
- (18) ミシュナ、シェカリーム一・三。
- (19) 預金者がその金をひとまとめにして・封印しておいたのは、安全のためばかりでなく、両替人がその金を使わないようにするためにそうしておいたとも考えられる。(Talmud, NEZIKIN, Baba Mezia, p. 255. note (1))
- (20) せっかく両替人に金を預けておいたのに、紛失の責任を問えないとは、ひどい結論だと思われるが、封印してあるのでその金不能使用できないということは、両替人は無報酬の受寄者とみなされ、そのような者は不可抗力によって生じた損失に対して責任が無いと考えられているからである。(Talmud, op. cit. p. 254. note (8) & p. 255 (43a))
- (21) 両替人がその金を使用できるといふ事実は、両替人がその金を保管することにより、報酬を受けるものとみなされ、そのような者は損失に対して責任を負うものと考えられた。(Talmud, op. cit. p. 254. note (9) & p. 255 (43a))
- (22) ミシュナ、バーバー・メツィア三・一一。Talmud, NEZIKIN, Baba Mezia, pp. 254—256 (43a)
- (23) この人は、神殿の出納係をしている。
- (24) 両替人には、その金が神殿のものであることを告げなすべ。(Talmud, KODASHIM, Meilah, p. 84. note (7))
- (25) Rashiによれば、寄託者である神殿の出納係にその罪があるとされた。一方、マイモニデスは、寄託者である神殿の出

- 納係も、受託者である両替人も共にこの罪を免除されると主張している。(Talmud, op. cit. p. 84. note (8))
- (26) シシュナ、メイラー六・五。Talmud, KODASHIM, Meilah, p. 84—85 (21b) .
- (27) この人は、自分のために働いてくれた人に、その賃金をまだ支払っていなかった。たまたま市場でその人に出会い、賃金を請求されたが、手元に金の持ち合わせがなかったので、両替人から金を借りることにしたのである。(Talmud, NEZIKI N, Baba Mezia, p. 274 cf.)
- (28) 前注に出づくる、ある人のために働いた人で、荷馬車屋とか賃銀労働者を指す。(Talmud, op. cit. p. 274)
- (29) The Mishnah, trans. by H. Danby, Oxford, 1933. の pp. 797—798 及び Appendix II の A. Money の換算表から「ナナリハトリス」となる。「まの」一デナリを借りて「ナナリ返すこと」になる。利率は「二・五%」である。
- (30) Talmud, op. cit. p. 274 (46a)
- (31) 「シシュナ」に編纂されず、脱落していた口伝律法を指す。
- (32) Talmud, NEZIKIN, Baba Kamma, p. 583 (99b)
- (33) それによって、当然両替の際の交換率も変化したと思われる。
- (34) Pauly-Wissowa, Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft, Suppl. IV, S. 75 (Banken).
- (35) シシュナ、バーバー・メツィマ九・二二。Talmud, NEZIKIN, Baba Mezia, p. 636 (111a).
- (36) あと一つ、両替人の業務とは直接関係がないけれども、両替人という名称が記述の中に現われてくるものがある。それは、シシュナ、キドゥシン三・二で、男女が婚約をする場合に、その婚約を有効に成立させるための条件の一つとして、金を示すことがその条件であっても、両替人のテーブルの上で金を示しても、その婚約は有効ではない、というものである。

五、利息をめぐる問題

(1) 利息は禁止されていたか

「二、はじめに」でも触れたように、旧約聖書の律法においては、利子・利息を取ることは禁止されていた。まず出エジプト記のいわゆる「契約の書」(1)の中で、「あなたが、共におるわたしの民の貧しい者に金を貸す時は、これに

対して金貸しのようにってはならない。これから利子を取ってはならない。』と述べられている。またレビ記の
 わゆる「神聖法典」⁽⁹⁾の中でも、「あなたの兄弟が落ちぶれ、暮して行けない時は、彼を助け、寄留者または旅びとの
 ようにして、あなたと共に生きながらえさせなければならない。彼から利子も利息も取ってはならない。あなたの神
 を恐れ、あなたの兄弟をあなたと共に生きながらえさせなければならない。あなたは利子を取って彼に金を貸しては
 ならない。また利益をえるために食物を貸してはならない。』⁽¹⁰⁾と述べられている。さらに申命記において、「兄
 弟に利息を取って貸してはならない。金銭の利息、食物の利息などすべて貸して利息のつく物の利息を取ってはなら
 ない。外国人には利息を取って貸してもよい。ただ兄弟には利息を取って貸してはならない。これはあなたが、はいっ
 て取る地で、あなたの神、主がすべてあなたのする事に祝福を与えられるためである。』⁽¹¹⁾と述べられている。これら
 の規定は、古代のイスラエルの人々にとって、厳守すべき掟であったはずである。しかるに、前節に引用したミシュ
 ナやタルムードのほんの一部の記事からだけでも容易に知られるように、いかに律法において利子・利息を取る行為
 が禁止されていたとしても、現実には多くの場面で利子・利息が取られていたのである。⁽¹²⁾ 実際、旧約聖書のネヘミ
 ヤ記には、律法の規定にもかかわらず利息を取っていたという事実を指摘し、今一度初心に立ち返って、無利息とい
 う律法を厳格に遵守することを決意したことが述べられている。⁽¹³⁾ さらに、詩篇⁽¹⁴⁾や箴言⁽¹⁵⁾そしてエゼキエル書⁽¹⁶⁾に
 記される利子・利息に言及されている文言を見ていくと、明らかに、利子・利息を取る行為が日常茶飯事の如くに行
 なわれていたことを想像させる。律法の規定は破られ、利息付きの貸付けを受けた債務者は、ほとんど返済する希望
 や見通しのないまま、社会的に劣悪な状態に置かれていたというのが実情であったように思われる。もっとも「安息
 の年」⁽¹⁷⁾や「ヨベルの年」⁽¹⁸⁾の制度が設けられていたので、その年には債務者のかかえる債務も免除されるはずであっ

たが⁽¹³⁾、それらが厳格に守られたという記録は見当らない⁽¹⁴⁾。先に引用した旧約聖書の律法の記事のうち、申命記の記事のみは、外国人を商取引の相手とした場合を除いて、同胞イスラエル人に対するあらゆる種類の利息を取る行為が禁止されていたことを想定しているが、出エジプト記とレビ記の記事からは、利子・利息を取ってはならないとの禁止規定が、単に窮乏している貧困者を対象とする場合にのみ限定して適用され、通常の取引をしている金貸しには、そのような禁止規定が適用されなかったことを推測させる⁽¹⁵⁾、という見方もある。

旧約聖書を形成したヘブライ民族は、ハンムラビ法典に代表される古代中近東の文化から非常に大きな影響を与えられた。ハンムラビ法典はかなり発達した社会を背景として形成された。それゆえ、金を利息付きで貸すのは当然であると言わなければならない、法典の中にそのことが明記された⁽¹⁶⁾。一方旧約聖書の律法の中核部分は、古代中近東の先進文化と比較して、社会的・経済的構造が相当異なっていた時期に形成されたために、金や食物などすべての貸付は無利息で、という原始的・共同体的規定が盛り込まれたのであった。歴史に「もし」ということばは禁物であるが、もし旧約聖書の律法の中核部分がかろう少し後の時代に編纂されていたならば、それらは全く違った社会的・経済的状况を反映していたであろうと言われている⁽¹⁷⁾。事実、古代イスラエルの人々は、バビロニア捕囚を体験して、実際にバビロニアの社会・経済・文化に触れてきたはずである。その後、貨幣・商業取引がパレスチナの地で盛んになるにつれ、預言者たちのみは、利子・利息を取ることが律法に違反していることを再三警告するものの、現実には利息を伴わない商取引などありえないので、利子・利息を伴った貸付が行なわれていたのであった。

(2) 具体的利息について

両替人に金を預けた場合に、どれ位の利子が付いたのであるか。この問題について、残念ながら明確に答えるこ

とはできない。イエスは、怠惰なしもべを叱って、「金を銀行に預けてさえおけば、元金とともに利子をも手に入れることができたのに」と述べて、銀行に預けさえすれば、当然に利子をも受取れるかの如くに発言している。しかし、前節で見た限りは⁽¹⁸⁾、両替人に金を預けておいたからといって、当然に利子が受取れるというものではなかったようである。おそらく、預けられた金を両替人が運用することによって利息・利益を生み出し、それが金を預けた人へ利子として還元されるという具合に、今日の銀行のやり方と同じ方法がとられていたものと推測されるが、具体的裏付け資料が見当たらないので、その点は不明としておく。

なお、両替人が外国貨幣を自国の貨幣（またその逆）に、高額貨幣を小額貨幣（またその逆）に両替をする際に、コルボン⁽¹⁹⁾と呼ばれる小額の手数料を請求したが、その手数料は四％から八％の間で変動したようである⁽²⁰⁾。

(1) これは、モーセが契約の書を取ってこれを民に読み聞かせた（出エジプト記二四章七節）という伝承に由来するもので、出エジプト記二〇章二二節～二三章三三節に見られるイスラエル最古の法律集とされている。関根正雄『イスラエル宗教文化史』（岩波全書）五五頁。角間太郎『古代イスラエル法講義』（真文舎）六三頁以下。

(2) 出エジプト記二二章二五節。

(3) 関根正雄『旧約聖書』（創元社）二二七頁以下。角間太郎『前掲書』一七四頁以下。

(4) レビ記二五章三五節～三七節。

(5) 申命記二三章一九節～二〇節。

(6) たとえば、ミシュナのバーバー・メツィアの五章を見よ。

(7) 「わたしは彼らの叫びと、これらの言葉を聞いて大いに怒った。わたしはみずから考えたすえ、尊い人々およびつかさたちを責めて言った、「あなたがたはめいめいその兄弟から利息をとっている」。そしてわたしは彼らの事について大会を開き、彼らに言った、「われわれは異邦人に売られたわれわれの兄弟ユダヤ人を、われわれの力にしたがってあがなった。しかる

にあなたがたは自分の兄弟を売ろうとするか。彼らはわれわれに売られるのか」。彼らは黙してひと言もいわなかった。わたしはまた言った、「あなたがたのする事はよくない。あなたがたは、われわれの敵である異邦人のそしりをやめさせるために、われわれの神を恐れつつ事をなすべきではないか。わたしもわたしの兄弟たちも、わたしのしもべたちも同じく金と穀物とを貸しているが、われわれはこの利息をやめよう。どうぞ、あなたも彼らの田畑、ぶどう畑、オリブ畑および家屋を彼らに返し、またあなたがたが彼らから取っていた金銭、穀物、ぶどう酒、油などの百分の一を返しなさい」。すると彼らは「われわれはそれを返します。彼らから何を要求しません。あなたの言うようにします」と言った。そこでわたしは祭司たちを呼び、彼らにこの言葉のとおりに行うという誓いを立てさせた。わたしはまたわたしのふところを打ち払って言った、「この約束を実行しない者を、どうぞ神がこのように打ち払って、その家およびその仕事を離れさせられるように。その人はこのように打ち払われてむなしくなるように」。会衆はみな「アアメン」と言って、主をさんびした。そして民はこの約束のとおりに行った。」(ネヘミヤ記五章六節〜一三節)

(8) 「利息をとって金銭を貸すことなく、まいないを取って罪のない者の不利をはかることをしない人である。これらの事を行う者はとこしえに動かされることはない。」(詩篇一五篇五節)

(9) 「利息と高利とによってその富をます者は、貧しい者を恵む者のために、それをたくわえる。」(箴言二八章八節)

(10) 「人がもし正しくあって、公道と正義とを行い、山の上で食事をせず、また目をあげてイスラエルの家の偶像を仰がず、隣り人の妻を犯さず、汚れの時にある女に近づかず、だれをもしえたげず、質物を返し、決して奪わず、食物を飢えた者に与え、裸の者に衣服を着せ、利息や高利をとって貸さず、手をひいて悪を行わず、人と人との間に真実のさばきを行い、わたしのために歩み、わたしのおきてを忠実に守るならば、彼は正しい人である。彼は必ず生きることができると、主なる神は言われる。

しかし彼が子を生み、その子が荒い者で、人の血を流し、これらの義務の一つをも行わず、かえって山の上で食事をし、隣り人の妻を犯し、乏しい者や貧しい者をしえたげ、物を奪い、質物を返さず、目をあげて偶像を仰ぎ、憎むべき事をおこない、利息や高利をとって貸すならば、その子は生きるであろうか。彼は生きることができない。彼はこれらの憎むべき事をしたので、必ず死に、その血は彼自身に帰する。

しかし彼が子を生み、その子が父の行ったすべての罪を見て、恐れ、そのようなことを行わず、山の上で食事せず、目を

あげてイスラエルの家の偶像を仰がず、隣り人の妻を犯さず、だれをもしえたげず、質物をひき留めず、物を奪わず、かえて自分の食物を飢えた者に与え、裸の者に衣服を着せ、その手をひいて悪を行わず、利息や高利をとらず、わたしのおきてを行い、わたしの定めに歩むならば、彼はその父の悪のために死なず、必ず生きる。しかしその父は人をかすめ、その兄弟の物を奪い、その民の中で良くない事を行ったゆえ、見よ、彼はその悪のために死ぬ。」(エゼキエル書一八章五節―一八節)

「また血を流そうとして、あなたのうちで、まいないを取る者がある。あなたは利息と高利とを取り、しえたげによって、あなたの隣り人のものをかすめ、そしてわたしを忘れてしまったと、主なる神は言われる。」(エゼキエル書二二章一二節)

(11) 七日ごとに一日の休みをとるといふ安息日の原則を拡大し、七周年ごとに一年の休みを、主として耕地に与えるというものの。出エジプト記二三章一〇節―一一節には、「あなたは六年のあいだ、地に種をまき、その産物を取り入れることができる。しかし、七年目には、これを休ませて、耕さずに置かなければならない。そうすれば、あなたの民の貧しい者がこれを食べ、その残りは野の獣が食べることが出来る。あなたのぶどう畑も、オリブ畑も同様にしなければならぬ。」とあり、またレビ記二五章一節―七節には、「主はシナイ山で、モーセに言われた。「イスラエルの人々に言いなさい、『わたしが与える地に、あなたがたがはいったときは、その地にも、主に向かって安息を守らせなければならぬ。六年の間あなたは畑に種をまき、また六年の間ぶどう畑の枝を刈り込み、その実を集めることができる。しかし、七年目には、地に全き休みの安息を与えなければならぬ。これは、主に向かって守る安息である。あなたは畑に種をまいてはならない。また、ぶどう畑の枝を刈り込んではいならない。あなたの穀物の自然に生えたものは刈り取ってはならない。また、あなたのぶどうの枝の手入れをしないで結んだ実は摘んではならない。これは地のために全き休みの年だからである。安息の年の地の産物は、あなたがたの食物となるであろう。すなわち、あなたと、男女の奴隷と、雇人と、あなたの所に宿っている他国人と、あなたの家畜と、あなたの国のうちの獣とのために、その産物はみな、食物となるであろう。』」と「安息の年」について記されている。

(12) 安息の年の原理を延長し、五十年目ごとに一年守ることが規定されていた。レビ記二五章八節―一七節に次のように記されている。「あなたは安息の年を七たび、すなわち、七年を七回数えなければならぬ。安息の年七たびの年数は四十九年である。七月の十日にあなたはラッパの音を響き渡らせなければならぬ。すなわち、贖罪の日にあなたがたは全国にラッパを響き渡らせなければならぬ。その五十年目を聖別して、國中のすべての住民に自由をふれ示さなければならぬ。こ

の年はあなたがたにはヨベルの年であって、あなたがたは、おのおのその所有の地に帰り、おのおのその家族に帰らなければならぬ。その五十年目はあなたがたにはヨベルの年である。種をまいてはならない。また自然に生えたものは刈り取ってはならない。手入れをしないで結んだぶどうの実を摘んではならない。この年はヨベルの年であって、あなたがたに聖であるからである。あなたがたは畑に自然にできた物を食べなければならない。

このヨベルの年には、おのおのその所有の地に帰らなければならない。あなたの隣人に物を売り、また隣人から物を買うときは、互に欺いてはならない。ヨベルの後の年の数にしたがって、あなたは隣人から買い、彼もまた畑の産物の年数にしたがって、あなたがたに売らなければならない。年の数の多い時は、その値を増し、年の数の少ない時は、値を減らさなければならない。彼があなたがたに売るのは産物の数だからである。あなたがたは互に欺いてはならない。あなたの神を恐れなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。」

(13) たとえば、申命記一五章二節には「そのゆるしのしかたは次のとおりである。すべてその隣人に貸した貸主はそれをゆるさなければならない。その隣人または兄弟にそれを督促してはならない。主のゆるしが、ふれ示されたからである。」と記されている。

(14) 『新聖書大辞典』キリスト新聞社、一四七三頁「ヨベルの年」の項参照。

(15) Encyclopaedia Judaica, vol. 16, p. 27.

(16) たとえば、ハンムラビ法典第八八条には、「若し商人が穀物を利息債務の為に与えたるときは、穀物一クールに付き六〇クールの利息を取る。若し銀を利息債務の為に与えたるときは、銀一シクルに付き六分の一（シクルと）六シエの利息を取る。」(原田慶吉著『楔形文字法の研究』清水弘文堂書房三二四頁)となっている。その「註」によれば、何れも二〇パーセントの利息であったようだ。

(17) Encyclopaedia Judaica, vol. 12, p. 245.

(18) 前節の(2)『両替人』の業務」の(三)「貨幣の保管」参照。

(19) その語源は不明とされているが、おそらくギリシア語の小額貨幣を意味するコルボスから来ているのであろう。なお、第二節の注(2)をも参照。

(20) Encyclopaedia Judaica, vol. 12, p. 244. なお、この語は『The Interpreter's Dictionary of the Bible, vol. 3,

p.435.には、「シケルの $\frac{1}{2}$ であった」としている。その意味で、『新聖書大辞典』キリスト新聞社、一五〇三頁が「二四%の高率であった」と記述しているのは取ることができない。

六、結びにかえて

新約聖書の福音書の記事に出てくる言葉を手掛りにして、イエスの時人の「銀行」はどんなものであったろうかと取り組んでみたものの、預金した場合の利率を明らかにすることができなかったのみならず、当初の意気込みとは裏腹に、「銀行」についての十分な説明ができなかったという気がしてならない。「銀行」と訳された言葉を手掛りとしたために、「銀行」＝「両替人」として考察を進めてきたのであったが、はたしてそれでよかったのだろうか。たしかに、いくつかの文献では、「銀行」あるいは「銀行家」を引くと、「両替人」を見よとなっていて、本稿が説明を意図した「銀行」なるものについては「両替人」の項目の下で説明がなされている。けれども、イエスの時代に存在したと思われる「銀行」は、単に「両替人」のみではなかったのである。このことは、F・ハイヒェルハイムの指摘している通り⁽¹⁾、ヨセフスも我々に伝えている⁽²⁾。その「王の金庫」(βασιλικαὶ τραπεζαί)がどのようなものであったのか、本稿ではまったく考察の対象外に置いてしまった。さらに、古代においては、金銭などの有価物や穀物などの物品を一般私人に預けることもあったが⁽³⁾、盗難等の予防を考えた安全性という意味では、神殿や宮殿の倉庫に勝るものではなく、古代中近東世界では大いに利用され、最古の「銀行」の働きをしたといわれている。古代イスラエルにおいても、エルサレムの神殿の宝物庫が重要な保管庫の役割をしていたことがヨセフスの記事⁽⁴⁾より明らかである。しかしながら、「銀行」の働きをしたといわれるこの宝物庫すらも、本稿では考察の対象外に置いてしまった。

それゆえ、イエスが「銀行」と言った時に、イエスの脳裏に浮んだ「銀行」は、本稿で見えてきたような「両替人」だったのか、それともヨセフスが伝えるような「王の金庫」あるいは「神殿の宝物庫」だったのか、まったく不明である。たとえイエスが意図した「銀行」が、本稿で見えてきた「両替人」だったにせよ、少なくとも「イエス時代の『銀行』」と表題を付けた以上、他の「銀行」のことまで視野に入れるべきでなかったのか、との批判もありうるであろう。また、「両替人」が神殿税を集めていたというのなら、福音書に出てくる取税人とはどういう関係にあったのかという疑問も出てくるであろう。今の段階では、そうした批判や疑問を甘受し、今後聖書をはじめ、ミシュナやタルムードあるいはヨセフスの著作を広く深く読んで、古代イスラエルの歴史・宗教・文化を研究していく過程で、少しずつそうした批判や疑問に答えていくことにしたいと思う。

(1) F. Heichelheim, in: T. Frank, *An Economic Survey of Ancient Rome*, vol. 4, p. 224.

(2) として彼は言った。「しかし今やあなたがたは、ネローンの贈物としてアグリッパス二世へ引き渡されるといふ不幸な目にあつた。セッポオーリスの町はローマ人に従順だったので、ただちにガラリヤを支配することになり、あなたがたの町に置かれていた王の金庫と記録保管所は〔セッポオーリスの町に移されて〕なくなつてしまつた!」(『自伝』九・三八、秦剛平訳五四～五五頁)

(3) たとえば、出エジプト記の次の記事を参照せよ。「もし人が金銭または物品の保管を隣人に託し、それが隣人の家から盗まれた時、その盗びとが見つけられたならば、これを二倍にして償わせなければならない。」(出エジプト記二二章七節)

(4) 「ローマ兵はさらに、大量の金子と大量の〔祭司?〕服、および他の財宝がおかれていた貴重品室にも火を放つた。ここにはユダヤ人の富という富が積みあげられていたが、それは金持ち連中が保管のために家から持ち込んだものだった。」(『ユダヤ戦記』六・五・二・二八二、秦剛平訳『同』三卷一六八頁)